仕様書

１　番号表示システム　無償貸与機器一覧

	品　　名	本庁	亀田	湯川
1	番号発券機	１台	１台	１台
2	番号表示パネル	９面	９面	４面
3	操作機	９台	９台	５台
4	パトライト(相当品を含む)	１台	なし	なし
5	交付用モニター	50ｲﾝﾁ以上 ２台	50ｲﾝﾁ以上 １台	50 ｲﾝﾁ以上 １台
6	呼出用モニター	50ｲﾝﾁ以上 １台	50ｲﾝﾁ以上 １台	なし
7	交付用モニター操作端末	１台	１台	１台
8	交付用バーコードスキャナー （スタンド付き）	２台	２台	２台
9	呼出用モニター制御システム	１式	１式	なし
10	待合状況インターネット公開システム	１式	１式	１式

※上記機器等は以下（１）～（４）に記載する同等以上の機能を有すること。

（１）番号発券機について

①表示内容の変更が可能なタッチパネルタイプの番号発券機とし，表示部と発券部は一体型であること。

②複数の業務（４業務以上）に対応し，業務ごとに番号札の発券および待ち人数の表示ができること。なお，表示内容等の詳細については，市と協議の上，決定するものとする。

③業務ごとの番号設定（３桁）および番号札にバーコード，発券年月日，時刻のほか，簡易な文字情報が印字できること。

④色弱者に配慮したユニバーサルデザインを採用すること。

⑤待ち人数，待ち時間，対応時間等の統計情報を抽出できる機能を有すること。

⑥必要に応じて，各設置場所に対応する専用台および表示板を設置すること。

（２）番号表示パネルおよび操作機について

①番号表示パネル（以下「表示パネル」という。）は番号発券機より発券された番号に連動および任意で番号の呼び出し，番号表示ができること。

②表示パネルは音声スピーカーが内蔵されており，個々に音量ボリューム調整が簡単にできること。

③表示パネルの後面に待ち時間および待ち人数等の表示が可能であること。

④表示パネルは番号表示が明瞭で，視認性に優れたものとし，色弱者に配慮したユニバーサルデザインを採用すること。

⑤操作機は操作性が優れたものとし，個々に順番呼出，再呼出，任意番号呼出，保留番号呼出，未呼出番号取り消し機能を有し，発券毎にアラート音が出せる

こと。なお，アラート音については，音量ボリューム調整および消音が簡単にできること。

（３）パトライトについて

①本庁においては，執務室内のカウンターから離れた位置で,音・表示等により窓口の番号札が発券されたことが容易に承知できるパトライトまたは同等の機能を有する番号表示パネル等を設置すること。

（４）交付・呼出用モニターおよび操作端末等について

①大きさは 50 インチ以上の薄型液晶モニターで場所を取らないものとし，鋭利な突起物などがない安全に配慮したものであること。なお，番号呼び出し時の音声案内および音量調整機能があるものとし，音量調整等の操作可能なリモコン１台を各設置場所に備え付けること。

②モニターは，３桁の呼出番号が１６個以上表示できるものであること。なお，番号表示が明瞭で，視認性に優れ，色調，取付位置等において見やすいものであること。

③交付用モニターを操作する端末はタッチパネルタイプとし，バーコードスキャナーにより，受付番号を認識し，交付用モニターに自動で番号を表示・音声案内する機能を有すること。なお，バーコードスキャナーはバーコードスタンドに設置し，ハンズフリーで操作可能な状態とすること。

④本庁の呼出用モニターは，待ち人数および不在者の受付番号も表示できる機能を有すること。なお，呼出用モニターを操作する制御システム一式を設置すること。

⑤設置箇所や設置方法，表示内容等の詳細については，市と協議の上，決定するものとする。

（５）待合状況インターネット公開システムについて

①ホームページ上で，受付待ち人数および現在の呼出番号等を公開するシステム

②公開対象となる情報がホームページに掲載されるまでのタイムラグは１分以内であること。

③ホームページ掲載画面の構成および文言は，本市と協議のうえ，受託者が作成すること。

④受付待ち人数および現在の呼出番号等掲載したWEBページにバナー広告の掲載を可能とする。ただし,市役所等の広告モニターに放映中の広告に限る。また,バナー広告の掲出箇所は本市と協議のうえ，任意の場所に設定できること。

なお，広告の掲載にあたっては，当該広告が企業広告であることを明確にするため，原則としてその旨明記すること。

また，必要に応じて，広告の内容に関する責任の帰属に関すること，その他必要な事項を注記すること。

⑤メール呼び出しの機能も搭載すること。

（機能詳細）

・呼出番号が近くなった際に，設定したメール配信のタイミングで登録したアドレスにメールで送付できること。

・メール配信のタイミング，メールタイトル，メール本文を窓口ごとに設

定できること。

・待合状況公開システムのWEBページから呼出メールの登録ができること。

2　番号表示システム無償貸与に関する貸与者の主な業務について

（１）広告付受付番号表示システムの製作

（２）広告付受付番号表示システムの設置取付，撤去および保守・維持管理

（３）広告主の募集

（４）広告および行政情報のコンテンツの製作・放映

行政情報のコンテンツについては，年間８０枠以上，広告を含めた総枠の２５パーセント以上とし，当市から提供するデータをもとにナレーションを含む放映データを調製し，放映すること。

（５）番号表示システムおよび広告に関する苦情，故障等の対応

（６）庁舎使用料，電気料および消耗品等の負担（番号表示システムの設置にあたり，毎年度，各設置場所所管課に行政財産使用許可申請書を別途提出すること。）

3　広告および行政情報のコンテンツ用モニターおよび番号表示システムの運用に必要な機器等について

（１）機器等の種類，設置箇所，台数等については，応募者提案事項とする。

4　操作研修等

（１）番号表示システムの操作方法について，窓口業務に従事する職員が理解できるよう，遅延無く研修を行うこと。

（２）稼働後も十分なフォローアップに努めること。

（３）操作方法説明書を各設置場所に備え付けること。

5　その他

（１）音声を発生する機材の音量は，業務に支障のないよう設定し，必要に応じて調整が可能であること。

（２）使用に際して人的負担の少ないものであること。

（３）機器の設置にあたっては，庁舎の美観に配慮すること。

（４）機器の撤去時においては原状回復すること。

（５）番号表示システムで放映する広告の内容を掲載した紙媒体および紙媒体を掲出するためのラック（以下「附帯設備」という。）の設置を希望する場合は，函館市広告付受付番号表示システム無償貸与申込書の添付書類と併せて，附帯設備の仕様（大きさ，材質等），設置希望場所，台数等を明記した提案書を６部提出すること。

（６）この仕様書に定めるもののほか，函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与に関する要綱および函館市広告付受付番号表示システム無償貸与者募集要項の定める事項に従うこと。その他，疑義が生じた場合は，市と貸与者が協議して決定すること。